

平成30年度 第1回 熊本市客引き行為等対策審議会

日時：平成31年1月18日（金）午後2時～

場所：熊本市役所別館駐輪場8階会議室

～次第～

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付及び委員紹介
- 3 市挨拶 萱野 晃 市民局長
- 4 議長選出
- 5 説明及び審議
 - (1) 熊本市客引き行為等の禁止に関する条例についての説明及び質疑応答
 - (2) 客引き行為等禁止地区についての審議
 - (3) その他
- 6 閉 会

熊本市客引き行為等対策審議会委員名簿

(2019年1月18日現在)

職名		氏名	所属団体・役職名	選出区分	委員の任期
1	委員	原 幸 代 子	熊本県文化協会 副会長	学識経験者	2019.1.10～2021.1.9
2	委員	渡 辺 絵 美	弁護士	〃	2019.1.10～2021.1.9
3	委員	木 崎 宏	熊本市防犯モデル地区推進委員会 会長	地域団体代表	2019.1.10～2021.1.9
4	委員	河 野 力 三	城東校区自治協議会 会長	〃	2019.1.10～2021.1.9
5	委員	村 田 正 光	城東校区防犯協会 会長	〃	2019.1.10～2021.1.9
6	委員	志 垣 初 奈	城東小学校PTA 副会長	〃	2019.1.10～2021.1.9
7	委員	横 山 佳 之	熊本市飲食業生活衛生同業組合 理事長	事業者代表	2019.1.10～2021.1.9
8	委員	中 島 ヒ 口 子	熊本市社交飲食業生活衛生同業組合 理事長	〃	2019.1.10～2021.1.9
9	委員	安 田 二 郎	熊本市商店街連合会 会長	〃	2019.1.10～2021.1.9
10	委員	下 山 い よ り	公募委員	公募委員	2019.1.10～2021.1.9

(敬称略)

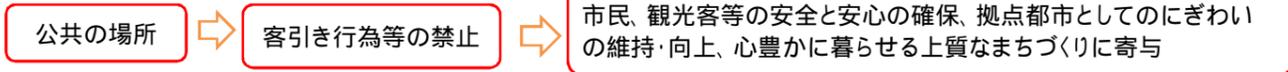
熊本市客引き行為等の禁止に関する条例の概要

【条例制定の背景(客引き行為等の現状)】

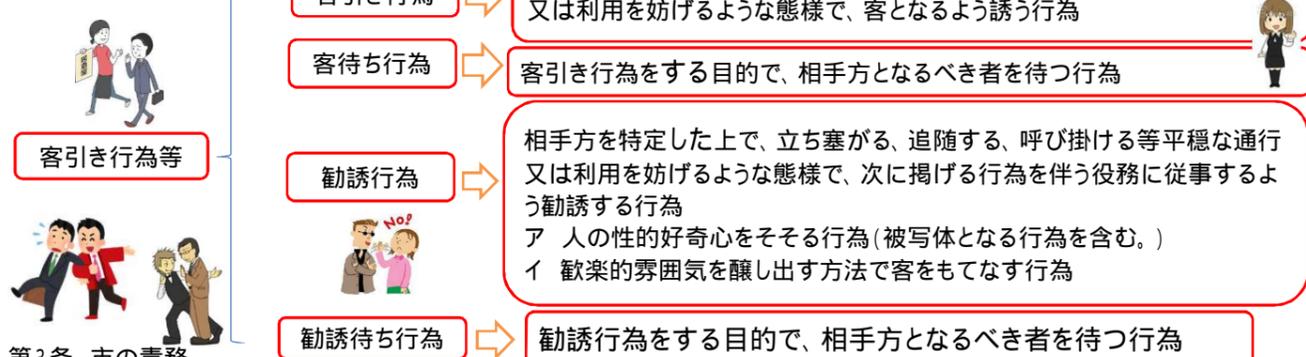
- 1 客引き等の苦情(110番通報)件数 平成28年:149件、平成29年:537件、平成30年:1,186件
- 2 客引き等の検挙者数 平成28年: 7人、平成29年: 16人、平成30年: 29人
- 3 市民アンケート調査結果「客引き・客待ちは治安に影響があると思う市民」
(1)無作為抽出市民:1,145人/1,559人(73.5%) (2)商店街関係者:445人/511人(87.1%)

第1章 総則

第1条 目的



第2条 定義



第3条 市の責務

市は、関係行政機関及び地域団体と連携し、意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進

第4条 市民等及び事業者の責務

市民等及び事業者は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努める。
事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努める。

第5条 禁止地区における地域団体の責務等

禁止地区を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の自主的な取組を推進するよう努める。
市長は、自主的な取組を推進すると認める団体を指定し、必要な支援を行う。



第2章 客引き行為等の禁止

第6条 「客引き行為等禁止地区」の指定

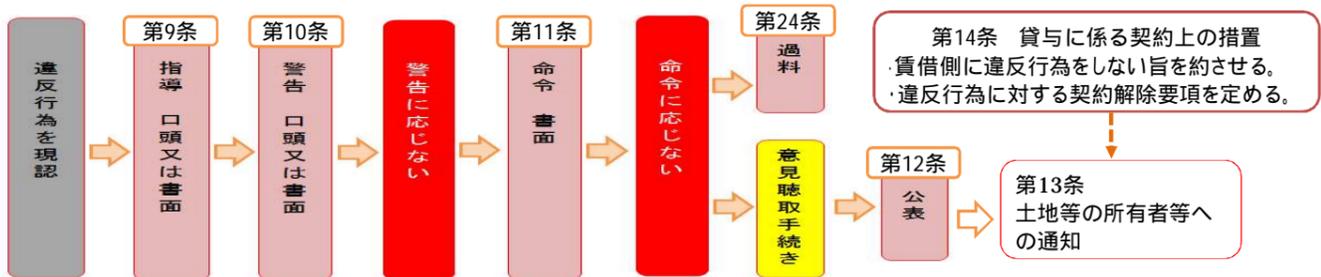
第7条 禁止地区内における客引き行為等の禁止

何人も、禁止地区内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

第8条 客引き行為等を用いた営業の禁止

事業者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者に、次に掲げる行為をさせてはならない。

- (1)客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為
- (2)当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設(以下「店舗等」という。)で勧誘行為の対象となる役務に従事させる行為



第15条 警察署長等への協力要請

本市の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。
関係行政機関又は関係団体に対し、必要な協力を求めることができる。

第3章 客引き行為等対策審議会

第16条 審議会の設置

- 審議事項 ・ 禁止地区の指定に関する事項
- ・ 客引き行為等の禁止に関し市長が必要と認める事項

第17条 審議会の組織

- 10人以内の委員
- 学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱

第18条 委員の任期

2年 = 再任を妨げない



第4章 補則

第19条 違反行為者への質問等

当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問し、又は資料の提示を要求することができる。
違反行為をした者を特定するため、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。
職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第20条 報告の徴収

違反行為をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

第21条 立入調査等

違反行為をした者の店舗等に立ち入り、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定のために必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。
職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。



第22条 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第23条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 5万円以下の過料に処する。

- (1) 命令に違反した者
- (2) 報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第25条 両罰規定

法人の代表者又は使用人や従業員等が業務に関して命令違反、報告不履行等及び立入調査拒否等を行ったことにより過料に処されたときは、当該違反行為者等とともに、その法人又は人に対しても5万円以下の過料を科す。

【条例制定に伴う周知等取組案】

1 取組案

条例に基づき、禁止地区を指定するための審議会を開催する。
客引き行為等の規制に関する周知を行うことで、客引き行為等の早期撲滅を目指すもの。
規制開始後は、巡回指導員を新たに設置等し、違反行為者に対して指導等を行う想定。

2 今後のスケジュール

- 1月 客引き行為等対策審議会を開催し、その答申に基づき禁止地区を指定
- 2月～ 禁止地区等を周知する。
・ 市政だより等を活用して広く市民に周知を図る。
・ 中心商店街を中心にチラシ配布、ポスター掲示するとともに、看板やビジョン等を活用して周知を図る。
・ 禁止地区を周知するためのキャンペーンを県警や地域団体とともに実施。
- 4月～ 規制開始

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条 第5条）

第2章 客引き行為等の禁止（第6条 第15条）

第3章 客引き行為等対策審議会（第16条 第18条）

第4章 補則（第19条 第23条）

第5章 罰則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所であって、公共の用に供されるものをいう。
- (2) 客引き行為等 客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為をいう。
- (3) 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等公共の場所の平穩な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって誘う行為をいう。
- (4) 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。
- (5) 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追隨する、呼び掛ける等公共の場所の平穩な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為をいう。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為

を含む。)

イ 歡樂的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

(6) 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。

(8) 事業者 本市の区域内で事業（準備行為を含む。）を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、熊本県、熊本県警察本部、本市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関及び地域団体（市内に存する自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携し、公共の場所における客引き行為等の禁止に関する意識の啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

（市民等及び事業者の責務）

第4条 市民等及び事業者は、本市が実施する客引き行為等の禁止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導、監督等を行うよう努めるものとする。

（禁止地区における地域団体の責務等）

第5条 次条第1項に規定する禁止地区を活動の範囲に含む地域団体は、巡回、啓発その他の客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の地域団体のうち、客引き行為等を行わせないための自主的な取組を推進すると認める団体を指定し、必要な支援を行うことができる。

第2章 客引き行為等の禁止

（客引き行為等禁止地区の指定等）

第6条 市長は、公共の場所における客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止するため特に必要があると認める地区を、客引き行為等禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、禁止地区を指定したときは、これを告示しなければならない。

4 禁止地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

(禁止地区内における客引き行為等の禁止)

第7条 何人も、禁止地区内において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(客引き行為等を用いた営業の禁止)

第8条 事業者は、前条の規定に違反する客引き行為等をした者又は当該客引き行為等に関係のある者から紹介を受けて、当該客引き行為等を受けた者に、次に掲げる行為をさせてはならない。

(1) 客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為

(2) 当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設(以下「店舗等」という。)で第2条第5号ア又はイの行為を伴う役務に従事させる行為

(指導)

第9条 市長は、前2条の規定に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしていると認める者に対し、当該違反行為を中止するよう必要な指導をするものとする。

(警告)

第10条 市長は、前条の指導を受けた者が更に当該指導に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為を中止するよう警告をすることができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の警告を受けた者が更に当該警告に係る違反行為をしていると認めるときは、その者に対し、当該違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、書面により行うものとする。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。ただし、第4号に掲げる事項は、当該命令に違反して行われた違反行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限り、公表するものとする。

(1) 当該命令の内容

(2) 当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該命令に違反した者を特定するために必要な事項

(4) 当該命令に違反して行われた違反行為に係る店舗等の名称及び所在地

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、同項の命令を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をする場合であって、店舗等の用に供するための土地又は建物(これらの一部を含む。次条において同じ。)を貸与する者(転貸する者を含む。次条において同じ。)があるときは、所有者又は管理者に対し、当該公表をする事項(同項ただし書の規定により、同項第4号に掲げる事項が公表されない場合における当該事項を含む。)を通知することができる。

(貸与に係る契約上の措置)

第14条 禁止地区に所在する土地又は建物を他人に貸与する者は、次に掲げる内容を趣旨とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該貸与に係る契約(その更新の契約を含む。以下同じ。)の締結に際し、その相手方に、違反行為をしない旨を約させること。

(2) 当該貸与に係る契約において、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

(警察署長等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する警察署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係団体に対し、必要な協力を求めることができる。

第3章 客引き行為等対策審議会

(審議会の設置)

第16条 禁止地区の指定に関する事項及び客引き行為等の禁止に関し市長が必要と

認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、熊本市客引き行為等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第17条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者、地域団体の代表者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第18条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

第4章 補則

（違反行為者への質問等）

第19条 市長は、第9条の指導、第10条の警告及び第11条第1項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、違反行為をした者又は当該違反行為に関係のある者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問し、又は資料の提示を要求することができる。

2 市長は、第9条の指導、第10条の警告及び第11条第1項の規定による命令を行うとき並びに同項の規定による命令を受けた者が更に違反行為をしていると認めるときは、当該違反行為をした者を特定するため、ビデオカメラその他の機器を用いて撮影することができる。

3 前2項の規定による質問若しくは資料の提示の要求又は機器を用いた撮影を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（報告の徴収）

第20条 市長は、公共の場所における客引き行為等の禁止のために必要な限度において、違反行為をした者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入調査等）

第21条 市長は、第9条の指導、第10条の警告及び第11条第1項の規定による命令を行うに当たって必要があると認めるときは、当該職員に、違反行為をした者の店舗等に立ち入り、当該違反行為の事実及び当該違反行為をした者の特定のため

に必要な調査を行わせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用上の注意)

第22条 この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第21条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第14条まで、第19条から第21条まで、第24条及び第25条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

生安発第138号
平成30年12月27日

熊本市客引き行為等対策審議会長 様

熊本市長 大西 一史
(生活安全課扱い)



客引き行為等禁止地区の指定について（諮問）

本市は、「熊本市客引き行為等の禁止に関する条例」の趣旨に基づき、市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてのにぎわいの維持及び向上を図り、もって心豊かに暮らせる上質なまちづくりに寄与するため、同条例第6条において、客引き行為等禁止地区の指定に関する必要な事項を定めています。

ついでには、同条に基づき、熊本市客引き行為等対策審議会に対し、客引き行為等禁止地区の指定について諮問いたします。

熊本市中心商店街周辺における客引き行為等に関する市民アンケート調査結果（抜粋）

（調査対象）・一般市民対象調査：熊本市在住の満20歳以上の男女（住民基本台帳から無作為抽出外国人を含む）4,000人

・商店街関係者等調査：中心商店街関係者等1,000人、商店街関係者による配布・郵送

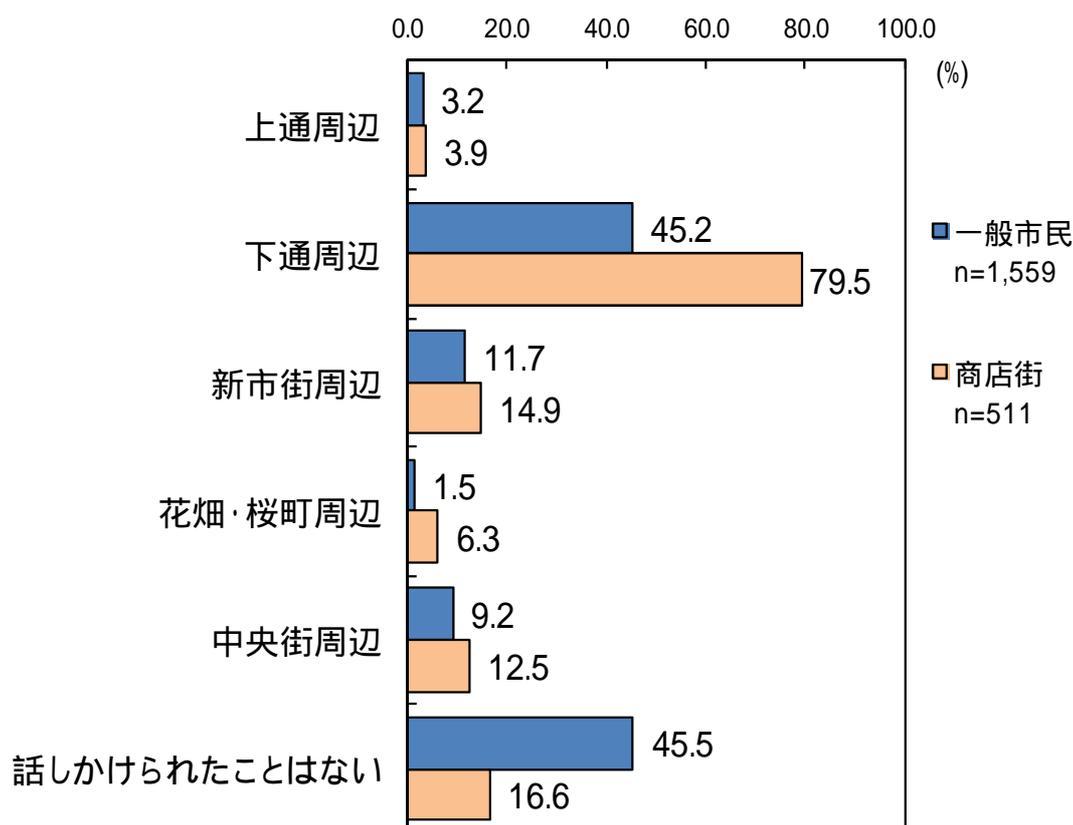
（1）客引き・客待ちに話しかけられた場所

一般市民対象調査では「下通周辺」の45.2%が最も高く、これに「新市街周辺」の11.7%、「中央街周辺」の9.2%が続いている。「話しかけられたことがない」は45.5%を占めている。

商店街関係者等調査の結果をみると、「下通周辺」の79.5%が最も高く、これに「新市街周辺」の14.9%、「中央街周辺」の12.5%が続いている。「話しかけられたことがない」は16.6%を占めている。

一般市民と商店街関係者等のいずれも「下通周辺」を挙げた人が最も多くなっており、特に商店街関係者等では「下通周辺」が79.5%となっている。

	一般市民 n=1,559		商店街 n=511	
	度数	%	度数	%
上通周辺	50	3.2	20	3.9
下通周辺	704	45.2	406	79.5
新市街周辺	183	11.7	76	14.9
花畑・桜町周辺	24	1.5	32	6.3
中央街周辺	144	9.2	64	12.5
話しかけられたことはない	709	45.5	85	16.6



(調査期間)平成30年7月6日～平成30年7月20日

(回収状況)・無作為抽出による一般市民対象調査...1,559票(有効回収率39.0%)

・商店街関係者等調査...511票(有効回収率51.1%)

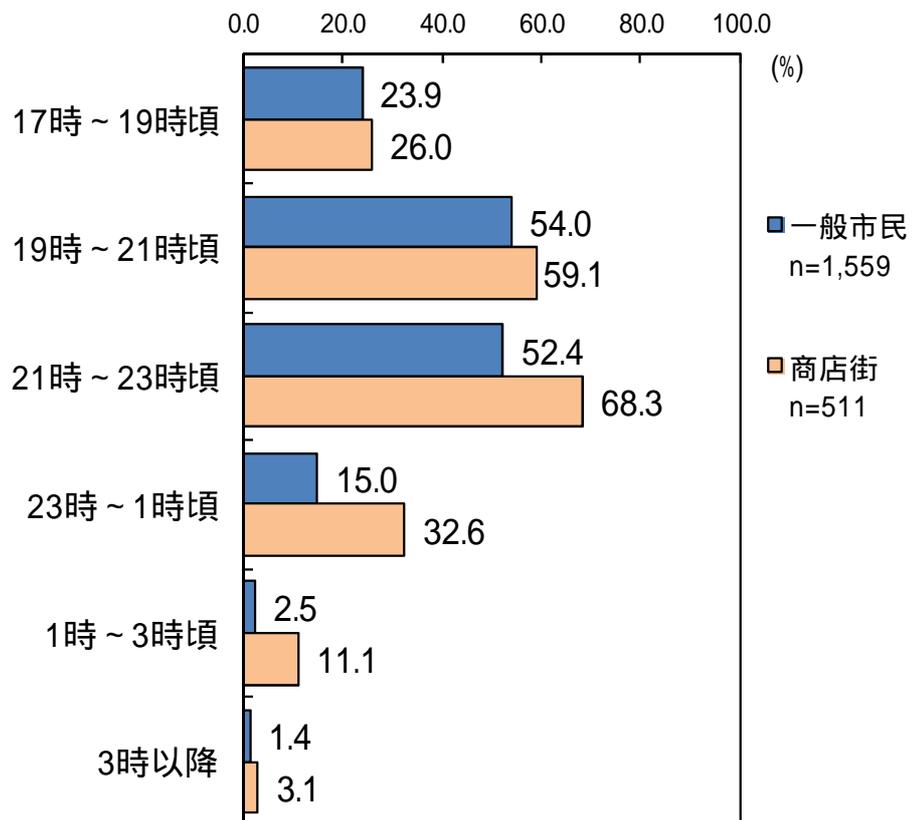
(2) 客引き・客待ちに話しかけられた時間帯

一般市民対象調査では「19時～21時頃」の54.0%が最も高く、これに「21時～23時頃」の52.4%、「17時～19時頃」の23.9%が続いている。

商店街関係者等調査の結果をみると、「21時～23時頃」の68.3%が最も高く、これに「19時～21時頃」の59.1%、「23時～1時頃」の32.6%が続いている。

一般市民と商店街関係者等を比較すると、商店街関係者等の方が「21時～23時頃」が最も高く夜遅い時間が多くなっている。

	一般市民 n=806		商店街 n=423	
	度数	%	度数	%
17時～19時頃	193	23.9	110	26.0
19時～21時頃	435	54.0	250	59.1
21時～23時頃	422	52.4	289	68.3
23時～1時頃	121	15.0	138	32.6
1時～3時頃	20	2.5	47	11.1
3時以降	11	1.4	13	3.1



客引き行為等禁止地区の指定について

1 指定の必要性(根拠)

熊本市客引き行為等の禁止に関する条例(平成30年12月26日公布予定)第6条第1項において、客引き行為等禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができることを規定しているため、禁止地区を指定する必要がある。

2 禁止地区(案)

熊本市の区域のうち、主要地方道熊本玉名線と市道城東町上林町第1号線の交わる部分を起点とし、順次同市道、主要地方道熊本高森線、市道紺屋今町花畑町第1号線、市道紺屋今町辛島町第1号線、一般国道3号線及び主要地方道熊本玉名線を経て起点に至る道路(以下「道路」という。)の区域並びに道路で囲まれた区域(県客待ち行為規制地域と同範囲)

3 検討項目

(1) 必要かつ合理的な範囲

本市条例が定める「客引き行為等の禁止」は、全ての業種について相手を特定して客となるように誘う行為そのものを禁止するもので、商活動の自由を制限する度合いが強く、また、過失により違反行為に至る可能性が高いことから、その規制にあっては、必要かつ合理的な範囲で指定する必要がある。全国的にも同様の考えに基づき、市内全域ではなく、客引き行為等が著しい地区を限定して指定している。

(2) 苦情・相談等受理状況調査(平成28年から平成30年9月)

警察に対する110番通報による客引き等に関する苦情・相談等受理状況を調査した結果、平成28年4月の熊本震災以降に増加傾向を示し、平成30年は12月末現在で、平成28年一年間の約8倍となる1,186件もの110番通報があり、その全てが熊本中央警察署管内によるもので、下通やその周辺繁華街に集中していることが判明した。

通報内容は、注意や取締りを求めるものが多く、主な業態は、居酒屋、カラオケ、スナック、キャバクラ、ソープランド、外国人によるマッサージであった。

(3) 現場実態調査(平成30年中)

熊本市内における客引き行為等の実態調査を実施した結果、その全てが熊本中央警察署管内の下通を中心とする繁華街一帯に集中しており、道路及び店舗周辺での「声掛け」「追従」「客待ち」であった。

(4) アンケート調査結果(平成30年7月実施:市民5,000人対象)

客引き・客待ちに話しかけられた方1,276回答を精査した結果、その場所については下通アーケードを中心とした繁華街一帯に回答が集中した。

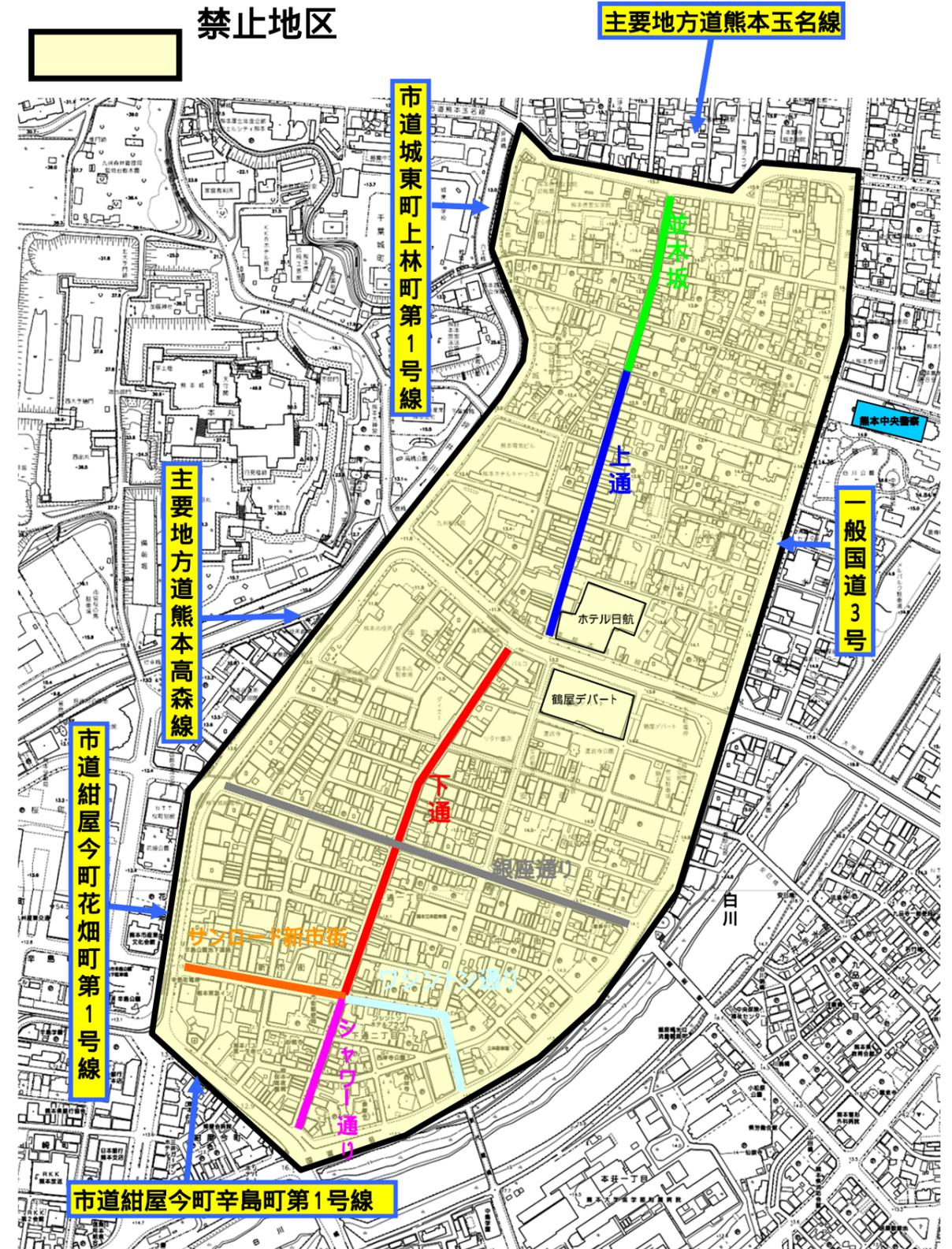
(5) 県迷防条例との関係性

この客引き行為等禁止地区(案)は、熊本県迷惑行為等防止条例に基づき熊本県公安委員会規則で客待ち行為を規制する地域と定めた範囲と同じ範囲であるが、両条例は違反に対する処分の性質が異なり、処分の目的も異なるため、禁止行為が競合する法令の併存が可能であり問題はない。

(6) その他の地域

繁華街周辺地区、健軍商店街周辺、JR熊本駅周辺において実態調査を行ったが、客引き・客待ち行為等は認めず、通行人等に迷惑、不安を及ぼす実態が認められなかった。

客引き行為等禁止地区(案)



熊本市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市客引き行為等の禁止に関する条例（平成30年条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(客引き行為等対策推進団体の指定)

第3条 市長は、条例第5条第2項の規定により団体の指定を行うときは、客引き行為等対策推進団体指定書を交付するものとする。

(指導・警告書の交付)

第4条 市長は、条例第9条の指導又は条例第10条の警告を書面で行うときは、指導・警告書及び指導・警告書交付控を作成し、指導・警告書交付控に当該指導又は警告の相手方の署名を求めた上で、指導・警告書を相手方に交付するものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第11条第1項の規定による命令を行おうとする場合においては、当該命令を受ける者に対し、告知・弁明書によりあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、市長は、告知・弁明書交付控に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

(命令書の交付)

第6条 市長は、条例第11条第1項の規定による命令を行うときは、命令書及び命令書交付控を作成し、命令書交付控に命令の相手方の署名を求めた上で、命令書を相手方に交付するものとする。

(公表方法)

第7条 条例第12条第1項の規定による公表は、市役所及び各区役所の掲示場への掲示並びに市のホームページへの掲載により行うものとする。

(意見陳述等の機会の通知)

第8条 市長は、条例第12条第2項の規定により意見の聴取を行おうとするときは、当該聴取をされる者に対し、次に掲げる事項を記載した意見陳述等の機会の付与に

関する通知書により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事項
- (2) 公表の根拠となる条例の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見書の提出先
- (5) 意見陳述等の期限

2 前項の規定による通知を受けた者は、公表に係る事実につき、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出することができるものとする。

3 市長は、前項の規定による意見陳述において、口頭により意見が述べられたときは、その者の陳述の要旨を記載した意見陳述聴取書を作成するものとする。

(土地等の所有者等への通知)

第9条 条例第13条の規定による通知は、公表事実に関する通知書により行うものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の庶務)

第13条 審議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(審議会に関する補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(身分証明書)

第15条 条例第19条第3項の証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(報告の徴収)

第16条 条例第20条の規定による報告の徴収は、報告要求書により行うものとする。

(立入調査等実施者証明書)

第17条 条例第21条第2項の証明書は、立入調査等実施者証明書(様式第2号)とする。

(過料)

第18条 市長は、条例第24条又は第25条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。この場合において、市長は、告知・弁明書交付控に告知・弁明書を受領した旨の署名を求めるものとする。

2 市長は、条例第24条又は第25条の規定による過料を科すときは、過料処分通知書を交付するものとする。この場合において、市長は、当該過料を科されるべき者に対し、過料処分通知書交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めるものとする。

3 前項後段の規定にかかわらず、市長は、郵送その他の手段により、過料処分通知書の受領が確認できる場合は、過料処分通知書交付控に過料処分通知書を受領した旨の署名を求めることを省略することができる。

(客引き行為等対策巡回指導員の設置)

第19条 条例第9条の指導、条例第10条の警告、条例第11条第1項の規定による命令、条例第24条の規定による過料その他の客引き行為等の禁止に関する事務を行わせるため、熊本市客引き行為等対策巡回指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市長が任命する。

3 指導員は、第1項の事務を行うときは、熊本市客引き行為等対策巡回指導員証(様式第3号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 前項の熊本市客引き行為等対策巡回指導員証は、第15条の身分証明書として使用することができるものとする。

(書類の様式等)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式並びに必要な事項は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで及び第15条から第19条までの規定は、平成31年4月1日から施行する。